

## 阿蘇中部4町村合併推進協議会規約の一部を改正する規約

阿蘇中部4町村合併推進協議会規約の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 阿蘇中部3町村合併推進協議会規約

第1条中「、産山村」を削り、「4町村」を「3町村」に改める。

第2条中「阿蘇中部4町村合併推進協議会」を「阿蘇中部3町村合併推進協議会」に改める。

第4条中「4町村」を「3町村」に改める。

第5条中「3名」を「2名」に改め、「4町村」を「3町村」に改める。

第9条、第11条及び第12条中「4町村」を「3町村」に改める。

第13条中「4町村」を「3町村」に改め、「3名」を「2名」に改める。

第14条中「4町村」を「3町村」に改める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成15年9月17日から施行する。
- 2 この規約施行の際、現に阿蘇中部4町村合併推進協議会の委員、顧問、小委員会委員、役員、幹事、監査委員及び事務局職員等（以下「委員等」という。）であるものは、産山村の委員等を除き阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等として引き続き在任するものとする。

なお、阿蘇中部4町村合併推進協議会の委員等として発令を受けているものは、産山村の委員等を除き阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等として同一条件により発令を受けたものとみなす。

## 阿蘇中部3町村合併推進協議会規約

(協議会の設置)

第1条 一の宮町、阿蘇町、波野村(以下「3町村」という。)は、合併に関する諸問題について調査、検討を行うため、合併推進協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、阿蘇中部3町村合併推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について調査、検討及び策定を行う。

- (1) 地域の取組を踏まえた将来構想及び建設計画の策定
- (2) 合併協定項目の選定及び現況調査に関する事項
- (3) 市制施行を含んだスケジュールの策定
- (4) 法定協議会設置準備に関する事項
- (5) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員及び顧問をもって組織する。

2 委員は次の者をもって充てる。

- (1) 3町村の長
- (2) 3町村の議会の代表者各3名
- (3) 3町村の長が協議して定めた学識経験を有する者。ただし、各町村5名以内とする。

3 顧問は次の者をもって充てる。

- (1) 熊本県阿蘇地域振興局長
- (2) 委員が協議して定めた者

4 委員は、非常勤とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員は、3町村の長が協議し、前条第2項に規定する委員の中からこれを選任する。

3 会長及び副会長は、非常勤とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

( 会議の運営 )

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

( 幹事会 )

第9条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事は3町村の総務課長及び熊本県阿蘇地域振興局振興調整室長をもって充てる。

3 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 小委員会 )

第10条 協議会は、担当事務の一部について、調査審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

( 町村長会 )

第11条 協議会に、3町村の長で構成する町村長会をおき、次の事項を協議又は調整する。

( 1 ) 協議会に付議する事項

( 2 ) その他会務に必要な事項

( 事務局 )

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、熊本県阿蘇郡一の宮町宮地1957-4(NTT一の宮営業所内)に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員、その他必要な職員を置き、3町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 監査 )

第13条 協議会の出納の監査は、会長が3町村の監査委員のうちから協議会の同意を得て、2名を委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱された監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 経費 )

第 1 4 条 協議会に要する経費は、3 町村が協議して負担する。

( 財務に関する事項 )

第 1 5 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町村の例により会長が別に定める。

( 報酬及び費用弁償 )

第 1 6 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

( 協議会解散の場合の措置 )

第 1 7 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

( 雑則 )

第 1 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 1 5 年 9 月 1 7 日から施行する。

2 この規約施行の際、現に阿蘇中部 4 町村合併推進協議会の委員、顧問、小委員会委員、役員、幹事、監査委員及び事務局職員等（以下「委員等」という。）であるものは、産山村の委員等を除き阿蘇中部 3 町村合併推進協議会の委員等として引き続き在任するものとする。

なお、阿蘇中部 4 町村合併推進協議会の委員等として発令を受けているものは、産山村の委員等を除き阿蘇中部 3 町村合併推進協議会の委員等として同一条件により発令を受けたものとみなす。

## 阿蘇中部 4 町村合併推進協議会規約の一部を改正する規約の説明資料

### 1 改正方法

阿蘇中部 4 町村合併推進協議会は任意の協議会であり、規約の改正等について特に法的な基準は無く、現規約中にも第 17 条で解散の場合の措置のみ規定してある。

今回の規約改正については、規約の策定時と同様の方法で合併推進協議会の承認をもって改正したい。

### 2 改正のポイント

名称を「阿蘇中部 3 町村合併推進協議会」に変更する。

委員等も含めた組織体制は、阿蘇中部 4 町村合併推進協議会のうち、産山村の部分を除いてそのまま引継ぐ。

施行日を本日（9 月 17 日）付けとする。

今回の規約の改正とは直接関係無いが、阿蘇中部 4 町村におけるこれまでの協議により確認された事項については、産山村に関連する部分を除き阿蘇中部 3 町村においても確認されたものとする。

### 3 改正内容

阿蘇中部 4 町村合併推進協議会規約の一部を改正する規約

規約の題名

「阿蘇中部 3 町村合併推進協議会規約」に改める。

第 1 条（協議会の設置）

協議会を設置する市町村名のうち、離脱した産山村を削り、4 町村を 3 町村とする。

第 2 条（協議会の名称）

協議会の名称を「阿蘇中部 3 町村合併推進協議会」に改める。

第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条

「4 町村」を「3 町村」に改める。副会長、監査委員それぞれ「3 名」を「2 名」に改める。

附則 規約の施行日

平成 15 年 9 月 17 日付けとする。

附則 委員等の身分の引き継ぎ

阿蘇中部 4 町村合併推進協議会の委員等であったものについては、産山村を除いて、この附則により、新たに辞令を発することなくそのまま阿蘇中部 3 町村合併推進協議会の委員等として引継ぐ。小委員会の委員についても同様。